

## 第4章 広陵町の文化芸術推進施策

### 1 基本理念と基本原則（方針）

本計画は、広陵町の文化芸術の推進についてその理念と方向を示すものであり、広陵町自治基本条例の精神に基づき、文化を活かしたまちづくりを進めるに当たっての理念と基本方向を町民、行政が共有するためのものです。

豊かで活力ある広陵町をつくっていくためには、生涯学習や福祉、教育などあらゆる分野で文化のまちづくりに取り組み、文化芸術を基調とした政策を推進することとし、次のとおり基本理念と基本方向を定めます。

#### （1）基本理念

- ① 全ての人の「文化的に生きる権利」を保障し、町民主体の文化芸術を推進する。
- ② 誰もが自由に文化芸術活動に参加・参画でき、多様な主体が連携・協働することで、心豊かで活力あふれるまちづくりに寄与する。
- ③ 文化芸術活動の主体は町民であり、自主性・自立性・自律性をもって主体的に活動に参加する。

#### （2）基本原則

- ① 町民は、自主的・主体的に活動し、住民間・世代間のつながりの輪を広げる。
- ② 町は、町民の文化活動・生涯学習活動を支援し、連携・協働により機会・環境・場の整備に努める。
- ③ 今後の公共文化施設は、施設面（ハード面）では複合化及び多機能の視点を持たせ、機能面（ソフト面）については各種施設との連携・ネットワークを進める。
- ④ 町民は、町の運営主体として財政を含め公共経営の視点を持つ。
- ⑤ 広陵町の文化芸術推進基本計画は、数値指標を導入し推進状況を評価する。

### (3) 施策大綱（文化芸術推進施策の基本方向）

ここで、基本理念、基本原則を踏まえ、広陵町の文化芸術推進基本計画における施策大綱（文化芸術推進施策の基本方向）を以下のように定めます。

#### 文化芸術推進基本計画における施策大綱（基本方向）

- (1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる
- (2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）
- (3) 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）
- (4) 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）
- (5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）
- (6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進

それぞれの施策大綱（基本方向）に対する施策項目体系を以下に示します。

## 2 広陵町文化芸術推進基本計画の体系

### (1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる

- ① 文化芸術に出会う機会をつくる
- ② 文化芸術活動に参加する
- ③ 文化芸術をプロデュース（企画運営）する、文化芸術活動を支える
- ④ 文化芸術団体の連携強化
- ⑤ 子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等の文化芸術活動の充実
- ⑥ 生涯学習及び（中央）公民館の役割の明確化と内容の充実

### (2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）

- ① 子どもが文化芸術に触れる機会をつくる
- ② 体験型学習の機会の提供
- ③ 若者の文化芸術活動（練習、発表）の場を提供する

(3) 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）

- ① 公共文化施設等を活用する
- ② 公共文化施設の町民の文化芸術活動の場の整備と活用
- ③ 公共文化施設の管理運営方法の再検討
- ④ 公共文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進
- ⑤ 中央公民館のあり方
- ⑥ 図書館のあり方

(4) 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）

- ① まちづくりに自然・歴史・文化を活かす
- ② 自然環境の保全
- ③ 文化財等の保存と活用
- ④ 福祉、医療、教育、観光、産業等との連携

(5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）

- ① 文化芸術活動の担い手をつくる
- ② 文化芸術を育てるしくみづくり
- ③ 文化芸術活動のプロデューサーを育てる
- ④ 文化芸術活動に関する情報の共有と発信
- ⑤ さまざまな連携
- ⑥ 文化芸術活動における協働
- ⑦ 行政の役割

(6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進